

小川 陽子

解題

『伏屋塵』（『源氏物語伏屋塵』とも）は、後水尾院（慶長元（一五九六）〜延宝八（一六八〇））による『源氏物語』注釈書である。わずかに八項目の小さな注釈書ではあるが、中院通村（天正十六（一五八八）〜承応二（一六五三））から伝えられた説や、「ひたやごもり」を詠み込んだ和歌に関する飛鳥井雅章（慶長十六（一六一一）〜延宝七（一六七九））および丸丸資慶（元和八（一六二二）〜寛文九（一六六九））との論議などが記されており、後水尾院歌壇における『源氏物語』享受の一端を具体的に知りうる貴重な書といえる。しかしながら成立時期は定かでない、本文中に「寛文三年卯月」の記述があることを手がかりとして、寛文三（一六六三）年四月以降、院が亡くなる延宝八（一六八〇）年までの間に成ったものと考えよりほかなかった。

本稿では、従来の研究では取り上げられてこなかった堺市立中央図書館所蔵本の紹介を兼ねて、後水尾院『伏屋塵』の成立時期および院在世中の享受について、いささかの検討を行う。

一 『伏屋塵』の現存伝本

まず、『伏屋塵』の現存伝本を、伝来に関わる情報を併記しながら一覧する。

① 『皇室御撰之研究』掲載本<sup>(1)</sup>  
奥書「圓浄法皇宸作之趣、更無疑之、正徳五乙未仲春十九日書寫畢」

② 天理図書館『窓の友』所収本<sup>(2)</sup>

奥書「円浄法皇宸作之趣更無疑之 正徳五乙未仲春昏十九日書写畢 元文五庚申四月下旬岩久本以写畢 藤原時峯 寛政元八月望後一日飯豊嶋氏以謹写 源峯雄 右之書者峯雄謹案之法皇と奉称は後水尾院之御法号也」

③ 国立国会図書館蔵本（請求記号 1414）<sup>(3)</sup>

蔵書印「教授館図書」ほか。

奥書「右一卷は 後水尾院御製也／安永三甲午四月五日 伊勢平藏貞丈寫」

④ 東京大学総合図書館蔵本（請求記号 E23 / 444）<sup>(4)</sup>

蔵書印「和田蔵書」「須、紀の屋」

奥書「安永三甲年四月五日 伊勢平藏貞丈寫」、「右於東京書籍館以伊勢貞丈先生自筆本寫之者也 明治九丙子年六月九日 紀保祐謹書」（朱書）  
※『源語秘訣鈔』と合写。奥書によれば、東京書籍館すなわち前掲③国立国会図書館蔵本の転写本。

⑤ 天理大学附属天理図書館蔵本（請求記号 913.36 / 157）<sup>(5)</sup>

蔵書印「元」  
奥書「安永三甲午四月五日 伊勢平藏貞丈寫」

⑥名古屋大学附属図書館神宮皇学館文庫蔵本（請求記号 913.36 / G / 神皇）（6）

蔵書印「神宮皇学館大学図書之印」「来田氏家蔵」「司書」ほか。

※『口伝抄』と合写。『口伝抄』末尾に「文明十二年二月十二日以禅閣一條殿御自筆／秘本密々令書了可秘<sub>云</sub>此一冊以證本／加校合誤写等改直之記十三ヶ条説大略／與庭訓無相違者也深可秘之／博陸候冬良公御判」の本奥書あり。

⑦神宮文庫蔵本（請求記号 1593）

※『口伝抄』と合写。伊井春樹氏『源氏物語 注釈書・享受史事典』<sup>(7)</sup>によれば、巻末には、文明十二年の『口伝抄』識語の後に、「宝曆十三癸未年五月上旬写之」とあり。

※当該本の現代写本が東海大学付属図書館桃園文庫に所蔵されている（請求記号 桃 9-111）。

⑧中田光子氏蔵本（8）

蔵書印「中田氏蔵書印」

※『口伝抄』と合写。『口伝抄』末尾に「文明十二年二月十二日以禅閣一條殿御自筆／秘本密々令書了可秘<sub>云</sub>此一冊／以證本加校合誤字等改直之記十三ヶ条説大畧与庭訓無相違者也深可秘之／博陸候冬良公御判」の本奥書あり。

⑨『統群書類従』所収本（9）

奥書「延享元甲子年臘十二夜写之畢／水竹居主介依々」

⑩射和文庫蔵本（請求記号 XIV / 116）<sup>(10)</sup>  
※『馬陵山人煙草記』ほかと合写。

このほか、静嘉堂文庫にも所蔵されている由であるが、未見。

以上の諸本を伝来という観点から整理すると、①②は正徳五（一七一五）年書写本に、③④⑤は安永三（一七七四）年伊勢貞丈書写本に、⑥⑦⑧は『口伝抄』と合写された写本<sup>(11)</sup>に、それぞれ由来するものである。すなわち、従来知られていた伝本の奥書類では正徳五年という年次がもつとも古いことである。

これに対し、このたび紹介する堺市立中央図書館蔵本は、延宝元（一六七三）年という後水尾院在世時の本奥書を有する。また、後述するとおり、その伝来に関わった人々も後水尾院にきわめて近い。この本奥書を信ずるならば、同本は、後水尾院周辺での享受の一端をうかがい知ることのできる貴重な一本といえる。

## 二 堺市立中央図書館蔵『伏屋塵』

堺市立中央図書館蔵本（請求記号 3488。以下、「堺本」と呼ぶ）の書誌は次のとおり。

外題「源氏伏屋の塵」（題簽中央。題簽は龍と雲の模様あり）、内題「源氏物語伏屋の塵」。一五・六cm×一四・六cm。袋綴じ一冊。墨付き五・五丁、遊紙一丁（前）。一面十二行。

蔵書印「矢野蔵書」「野」<sup>(12)</sup>「部門 国文 函数 番号 229 矢野蔵書」

「堺図書館」「登録番号 566」「昭和24年12月16日登録 361651」

奥書「右者妙門主堯恕法親王依御懇望／元和 上皇以 宸筆之御秘記被送／進畢于茲風早實種写之被蔵於書／庫予累月令愁望今般写得之畢／延寶元年十二月下旬／池尻藤原勝房」

奥書波線部「愁望」は、「懇望」の誤写であろう。すなわち堺本は、池尻勝房書写本そのものではなく、それを祖として派生した一伝本と考えられる。勝房書写本の出現が俟たれるところである。なお、注本文も、三条西実隆を「二條実隆」、在五中将を「在宮中将」と記すなど、源氏学に通じた者の手になる書写とは見なすがたい誤写が見受けられる。

さて、右の本奥書によれば、堯恕法親王の懇望により元和上皇すなわち後水尾院が宸筆本を送り、それを風早実種が転写、収蔵していたものを、延宝元年十二月下旬に池尻勝房が転写したのだという。以下、後水尾院以外の三者について確認していく。

堯恕法親王（寛永十七（一六四〇）～元禄八（二六九五））は、後水尾院の第十皇子。正保四年十二月に妙法院入室、慶安三年二月親王宣下あり、同年八月得度して、法諱を堯恕と称する<sup>13</sup>。

風早実種（寛永九（一六三二）～宝永七（二七二〇））は、風早家の祖。橋本政宣氏『公家事典』<sup>14</sup>によれば、寛永十二年に叙爵、同十四年に六歳で後水尾院に童形近侍、正保二年に元服、昇殿し、左京大夫従五位上に任叙、同年新家に取り立てられ、風早号を賜う。延宝元年当時は正三位。後水尾院の近臣の一人で、『後水尾院御集』に入集し、同集の伝流にも関わった<sup>15</sup>。後水尾院と堯恕法親王、実種が同座した和漢聯句百韻も存する<sup>16</sup>。

池尻勝房（慶安三（一六五〇）～宝永八（二七二一））は、池尻家の祖・共孝の次男。『公家事典』によれば、承応三年に叙爵、寛文五年に元服、昇殿し、宮内大輔従五位上に任叙、延宝元年当時は従四位下。

以上のように見てくると、堺本本奥書に記された内容は、時期的にも、また関係者それぞれの立場から見ても、特に疑問を呈すべきところはなく、十分にありうることと思われる。これを信ずるならば、『伏屋塵』の成立は延宝元（一六七三）年十二月以前であり、後水尾院在世時から院の周辺で流布していたということになる。はじめに述べたとおり、これまで『伏屋塵』の成立時期については後水尾院の没年をその下限と考

えるほかなかったが、堺本により、寛文三（一六六三）年四月から延宝元（一六七三）年十二月の十年半に絞ることができるようになったわけである。さらに、後水尾院みずから皇子に与えた貴重な一本を祖に持つという伝来の面でも、院の在世中から『伏屋塵』が流布していたことを証するという点でも、堺本は非常に重要な伝本であるといえよう。

次に、本文の記載方法という点から、堺本の特徴をひとつ挙げておく。『伏屋塵』は、八つの問題について扱った注釈書である。この八つを、仮に通し番号を付して列挙する。

- 1 桐壺のみかといかなるゆへにかゝる御名をさたむるといふ事
- 2 蔵人所の鷹すゆる事
- 3 はゝきゝの巻に侍るかたのゝ少将の事
- 4 ひたやこもりの事
- 5 揚名の介の事
- 6 きりかけたつものとは
- 7 とのぬものゝふたつは
- 8 みつかひとつ的事

これまでに画像などで本文を確認した伝本はいずれも、この八つがそれぞれ一つ書きの形で示されている。これに対し堺本は、基本的に各注ごとに改行されている<sup>17</sup>ものの、一つ書き形式ではない。いったいどちらが本来の形だったのであるうか。

まず、一つ書きされた八ヶ条の注釈書を転写する際に、すべての「一」をあえて取り去るものであろうか。また、67は他の六つとは異なり、「ゝの事」という形になっていない。項目化されていないのである。

『伏屋塵』は、複数の伝本が一条兼良『口伝抄』と合写されていることからその読まれ方の一端がうかがわれるように、「ひたやこもりの事」「揚名の介の事」など、古来秘説とされてきたものを扱っている。そして、秘説を伝える書の多くは、『口伝抄』がまさにそうであるように、一つ書きで記されている。この点を踏まえれば、『伏屋塵』は転写

のある段階で内容面を考慮して一つ書き形式が採用された可能性も考えられようか。6が『続群書類従』本などでは「きりかけたつ物の事」とあるのも、それと関わるのかもしれない。

もしこの推定が正しければ、堺本は『伏屋塵』が書写者によって一つ書き形式に改められる以前の、言い換えるならば後水尾院が作成した当時の、同書本来の有り様を留めた伝本ということになる。とはいえ、他にこれを証する資料や情報を持ち合わせないため、あくまで可能性のひとつとして提示するに留め、新たな資料の出現を俟ちたい。

## (注)

- (1) 和田英松氏『皇室御撰之研究』(一九三三年、明治書院)による。同書に奥書および本文の一部が掲載されているが、底本は不明。
- (2) 伊井春樹氏『源氏物語 注釈書・享受史事典』(二〇〇一年、東京堂出版)による。
- (3) 書誌はNDL ONLINE(国立国会図書館書誌ID000007315053)、本文は『御撰集』第三卷(一九一六年、列聖全集編纂会)による。
- (4) 東京大学OPACによる。
- (5) 天理大学OPACによる。
- (6) 書誌は名古屋大学OPAC、本文は国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」による。
- (7) 前掲注(2)事典
- (8) 国文学研究資料館蔵マイクロフィルム(ナ3-942)による。
- (9) 『続群書類従』(一九一一年、続群書類従完成会)による。なお、宮内庁書陵部蔵『続群書類従』所収本の奥書は、「延亨元甲子年臘十二夜写之畢／水竹居士介依謹」とある(国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」による)。書陵部本は『批評集成・源氏物語』第一卷近世前期篇(一九九九年、ゆまに書房)に翻刻がなされて

いる。

- (10) 国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」による。なお、同本は『批評集成・源氏物語』(前掲注(9)書)にて対校本として用いられている。
- (11) 内閣文庫蔵『口伝抄』(請求記号203-0007)は『口伝抄』のみの写本であるが、その外題は「伏屋のちり」を朱線で抹消したのち左傍に「口傳抄」と墨書されている。親本は『伏屋塵』との合写本であった可能性が高い。
- (12) 「野」は梅形の凶案郭、朱印。「矢野蔵書」と関連する可能性が考えられるが、未詳。国文学研究資料館「蔵書印データベース」に現在収載されている「矢野蔵書」印を持つ典籍は、いずれも「野」印を持たない(二〇一九年八月二三日、データベース閲覧)。なお、「矢野蔵書」の印主については不明。国文学研究資料館「蔵書印データベース」によれば、国文学研究資料館所蔵の『源氏物語年立』『源氏ツマユエ』『宇津保物語』、早稲田大学図書館九曜文庫所蔵の『源氏物語提要』にも矢野蔵書にかかる同じ印が捺されており、『源氏物語』関連書に関心を寄せていたことがうかがわれる。
- (13) 『国史大辞典』(一九八四年、吉川弘文館)による。
- (14) 橋本政宣氏『公家事典』(二〇一〇年、吉川弘文館)
- (15) 日下幸男氏『後水尾院の研究』(二〇一七年、勉誠出版)による。
- (16) 日下幸男氏「後水尾院年譜稿」万治四年三月十七日条(前掲注(15)書)。現存する『万治四年二月十七日後水尾院妙法院新宮等と漢聯句百韻』がこれに該当しよう(書名は国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」による。なお、国会図書館本は「万治四年三月」、広島大学図書館福井文庫本は「万治四年二月」とする)。
- (17) ただし、8「みつかひとつの事」は、前項末尾に改行なく連続して記されている。

翻刻 堺市立中央図書館蔵『伏屋塵』

〔凡例〕

堺市立中央図書館蔵『伏屋塵』(写本一冊、請求記号3436)を翻刻する。

翻刻に際しては、底本に忠実であることを心がけたが、製版・印刷上の都合と通読の便宜とを考えて、次のような方針に従った。

一、底本の変体仮名は、すべて現行の字体に統一した。漢字については、できるだけ底本の字体の再現に努めた。

一、判読不能の文字がある場合は、その箇所を□で記した。

一、傍書のうち朱で書かれている部分は、当該箇所の頭に「(朱)」を付した。

一、見せ消ち訂正がある場合は、見せ消ち符号を付された文字に抹消線を施した。見せ消ち符号が朱で書かれている場合はその文字の後に「(朱)」を付した。

一、改行は、底本のとおりとした。丁の切れ目を(○オ)、(○ウ)のよう示した。

一、その他、特に注記すべき事項がある場合には、当該箇所に\*印を付し、その丁の末尾に注記を施した。

〔翻刻〕

源氏物語伏屋の塵

桐壺のみかといかなるゆへにかゝる御名をさたむる

といふ事世々の先達も<sup>中院</sup>覚\*□おほろけにして

其心わかたかりしを通村この事あきらけく

さときおのこなれはよくこそおしへけるなり桐壺

はもとよりしけい<sup>悉</sup>さにして五舎の一舎なるを

その名をかりて實は桐葉のおしへよりもとつ

けり周公且成王たすけとして世をまつりこち

けることなどを故実にして源氏一生しよい多  
くは周公且になそらふ事おほしされはその名  
太幽玄よりいてゝ侍れはかくいふなるへしみかとか  
くなつくる事もその縁をかりてなるへし更に(一オ)

\*『続群書類従』本は「悟」。堺本は「悟」の第六画中途までが記されて  
いるように見える。親本に虫損あるいは汚れがあり判読できなかった  
ため中途までを記したか。

桐壺のみかたとを周公且に比するにはあらざるへし

藏人所の鷹すゆる事むかしは主鷹司侍

りてわきてつかさとれるを仁明天皇の御

宇よりそ藏人のあつかりとなりて鷹飼

の長六位の藏人つとめ侍るされともなへての

親王二世三世の源氏元服には鷹屋の

院よりすくにたまはりて侍るをいかにそや源

氏の君にはたまはるといへる事二條為忠為兼

なともいふかりおりい侍とくるにや二條実隆

か抄にはおほろけならずこれを引用ひたりされ

とも物語のならひはさには侍らす四辻の宮

の源氏提要抄を家にもちつたへしにはこと(一ウ)

さらひ例に越たるを物語のならいとする事

なれは東宮の元服にかはらす用ひられしをこの

草子の本意にかきたる事必定せりといへり

はゝきゝの巻に侍るかたのゝ少将の事在宮

中将に比する事さあるましきといへる事物語

の本意しらするものゝ所為なり紫明抄にすて

にかたのゝ中将も同じ事といひ又はかたのゝ少将

の草子にも中将のまうのほりてさすらふと  
いへとも少将にてつかふまつれるをもとのつかさ  
にして侍といへり又右近か父おもしへりこれは  
同名異人なる事分明なり

ひたやこもりの事説あまた侍り又催馬（二才）

楽などにも心得たかへたる事おほし寛文三

年卯月のころ故郷卯花といへるうたさ

くりてよみ侍るに

ふるさとのひたやこもりにむかひ見む

まとのそともの雪のうのはな

かくよみけるに飛鳥井雅章烏丸資慶

\*まいりておのく申けるはひたやこもりの事

いつれの字義にてかと心得す事せしに物

語の上心得ず侍ることゝあさみたはふれてあ

ありけるか直隠秘居など水源紫明抄など

にもこの字をあらはし侍れとも更にこの字

義分明ならず直休籠にてこそ侍れ上日の

ものゝ休番してわたくしに侍るを申し侍るさて（二ウ）

\*この一行、行間に朱書。誤脱を補ったものと思われる。

こそ物かたりの心にもかないぬるといへは両卿

かしこまりこと申してよろこひまかてぬ

揚名の介の事いかなる事に傳授とする

事先輩さたかに申し侍られすありけるを

よく通村にかたらひあひてなむよきとしきは

あたりもとより揚名は孝経のことはにして

介にかきらすなへて四分三分の官に揚

名の官あり又は百官すへて揚名の官あり

撰政関白大臣納言も又揚名ありて其所

職をしらす其事にあつからぬを揚名と

いふ事さして秘するにあらずこの物語

の揚名の介なるものゝ留主なるといふを（三才）

秘して申さぬ事にや又はしらすして

いはさるにや揚名の介ならわ権の介なるへし

其國にくたらずして権は在京する公達殿上

のおのことなども其國くゝの守介を兼帯し

てあるは三宮并々院の一分召にあつかる事

なれば國にくたるわけにはあらさるへしそれを

傳授となせるなりしかればこの権の介いつ

れの国とはしり侍らねとも正の介さわる

事ありてかはりて権の介下りたるを秘

事となすはかりなる事なるへし揚名の

名を傳授とするにはあるへからすかへすくも

この事あさきよりふかきにいる事のならい（三ウ）

なへてかくのことくなるへし

きりかけたつものとはまことのきりかけには

あらずまめたつなどのたくいにてしるへし

きりかけといふものに似たるさまなれはいへ

るなりこほくとなるかみにいひふくろう

（朱）は<sup>（朱）</sup>れにやとかきしはといふものなどいへる

文法同じさまなりたゝ人の身ならねは

下の品のわけきたかにしるへきたよりも

あらさるへしきりかけは稲垣とかきて大

嘗會のときかあるは西宮の齋王にたゝるゝときのいもゐの屋をしつらいかこふものにしてそのとしのわらをあみて中にいく(四才)

つらも竹をかこひはさみておくまことにきりかけたるわらのやうに見ゆれはいへるなりそれに似りよふゆへにきりかけたつと

はいへるなり今もあやしきたみのやにかへといふものをかこふたよりなきはわらにてかこふたくひなるへし

とのゐものゝふたつはよるのきるものゝ事をいふといへるは事をこのめるなりことは

のつゝきものかたりにたよりていへる事なるへしまことにはさには侍らすとのゐは宿直

とかけり漢語抄にも昼勤ヲ日直ト夜格ヲ日宿ト合而謂ト止乃伊ト云云しかれ(四ウ)

は昼夜の朝眼(朱)服をいるゝものをいへるなる

よるの服にはかきるへからすとかたりけるに照門まいりてこれをうれしくかしこき

事にしてならいぬみつかひとつ(朱)具の事子のこのもちる同し事なり三盃一具(朱)具の

事は大に附會の説なり三光院かたよりの傳來にもかくは侍らすとなむ通村か存る

ところもしかなりひつきやうむらさき

のうへの物ことのある夜のつとめてのことふきなからまたあからさまにもいひ

ろうすへきならねはこれみつかひとつ心

のはからいにてとかくによくしつらひて(五才)

まいらせよとの事なるへし子の子はいのこのつとめての事たゝうちまかせ

て子のこといへるなりこれみつをみつとかけるもみそか事なれはうちつけならず

いはれしことはなり大夫の監をたゝ\*ゲン監といへるたくひなりかやうのことはつかひあまた

侍るなりこのしるしつたふるは物かたりのうちの難義もおほえ侍る也(五ウ)  
\*傍書「ゲン」は「ン」のみ朱書。

右者妙門主堯恕法親王依御懇望

元和 上皇以 宸筆之御秘記被送

進畢于茲風早實種写之被藏於書庫予累月令愁望今般写得之畢

延寶元年十二月下旬 池尻藤原勝房(六才)

〔付記〕

貴重な御蔵書の閲覧調査、翻刻をおゆるしくくださった堺市立中央図書館および関係者の方々に深謝申し上げます。

